

都市農村交流対策に関する行政評価・監視の勧告に伴う改善措置状況（回答）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成 16 年 8 月～17 年 12 月
- 2 調査対象機関：農林水産省、都道府県（20）、市町村、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成 17 年 12 月 13 日、農林水産省

【回答年月日】 農林水産省 平成 19 年 6 月 28 日

【行政評価・監視の背景事情】

- 近年、緑や自然に対する国民ニーズの高まりを背景として、農山漁村における健康的でゆとりある生活を体験することへの期待が高まっている。一方、農山漁村では、過疎化・高齢化等により活力が低下していることから、農山漁村の振興を図ることが大きな課題
- 国は、都市住民の農山漁村に対する理解を深め、ゆとりある国民生活の確保を図るとともに、農山漁村における所得の向上及び就業機会の創出を図る観点から、地域の農林水産業や自然景観等をいかした都市と農山漁村の交流を推進するための対策を実施
⇒ 都市と農山漁村を双方で行き交うライフスタイルの実現に向けた明確な戦略づくりや都市農村相互の情報の受発信機能の強化、農村側の魅力ある受け皿づくりなどの事業の効果的・効率的実施、また、執行段階及び事後においても厳格な検証を行うことが必要

主な勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>1 本行政評価・監視の対象とした施策及び基本的考え方 2 都市農村交流対策の効果的・効率的な実施 (1) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（以下、「農村休暇法」という。）に基づく市町村計画の在り方の見直し（勧告）</p> <p>「元気な地域づくり交付金」の採択要件である市町村計画について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市町村計画に都市農村交流の担い手となる人材が確保されていること又は確保される確実な見込みがあることを具体的に記載させ、都市農村交流活動の継続的な実施が見込まれる地域の取組を厳正に採択する仕組みとすること。 ② 市町村計画の作成見込みの段階で事業採択を行う場合は、市町村計画案を添付させるとともに、当該採択年度内に市町村計画を確実に作成することを条件とすること。 ③ 市町村計画に具体的な計画期間を設定させ、かつ、定量的な達成目標を設定させることにより、その達成状況について評価することを可能とすること。 <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産業の振興を柱とし、農地・用水、人材、自然環境などの多様で豊富な地域資源を有効に活用する「元気な地域づくり」を推進することを目的として、元気な地域づくり交付金が創設 ○ 市町村計画には、地域固有の農村景観の等の自然資源や整備を計画している施設を誰がどのように活用して都市農村交流を計画的・継続的に展開していくのか、その担い手となる人材が確保されていることが明確に記載されていることが必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村計画に、都市農村交流において役割を発揮できる個人、団体の具体的な記載なし（市町村計画を作成済みの 36 市町村中 25 市町村） ・ 補助事業により整備した都市農村交流施設が、担い手がないため有效地に活用されていない市町村（36 市町村中 5 市町村） ・ 具体的な計画期間が設定されておらず、目標も定性的な記載のみ（36 市町村すべて） 	<p>—</p> <p>→① 「農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律の運用について」（平成 17 年 12 月 1 日付け 17 農振第 1360 号農村振興局長、林野庁長官及び水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）を発出し、市町村計画において、都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成に関する事項について定めるよう措置し、都市農村交流活動の継続的な実施が見込まれる地域の取組を厳正に採択する仕組みとした。</p> <p>また、平成 18 年 2 月に開催した地方農政局等担当者会議等において、運用通知の内容を周知</p> <p>→② 平成 18 年 4 月 3 日付けで元気な地域づくり交付金実施要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 農振第 2364 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）等を改正し、市町村計画の作成見込み段階での事業採択を行う場合は、市町村計画案を添付させるとともに、当該採択年度内の計画作成を要件として規定</p> <p>また、平成 18 年 4 月に開催した地方農政局等担当者会議等において、実施要綱等の改正内容について周知</p> <p>→③ 運用通知により、市町村計画において、計画期間（おおむね 5 年間）及び定量的な達成目標（交流人口等）を定めるよう措置</p> <p>また、平成 18 年 2 月に開催した地方農政局等担当者会議等において、運用通知の内容を周知</p> <p>上記の各項に関し、その後の改善状況を把握し、所要の措置を講ずる。</p>

主な勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>(2)都市農村交流関連補助事業の効果的・効率的な実施 ア 地方公共団体等に対する補助事業 (ア) ハード事業（都市農村交流施設の整備） (勧告) 都市と農村の交流を目的として整備された施設の利用状況を的確に把握し、その把握結果に基づき、施設の利用について適正な措置を講ずること。 また、都市と農村の交流を目的とした施設の利用実績を的確に把握できるよう計画達成状況報告の様式を見直すこと。</p>	<p>→ 「都市農村交流対策の適切な実施について」（平成 18 年 2 月 15 日付け 17 農振第 1736 号農村振興局企画部農村政策課長及び整備部地域整備課長通知。以下「連名通知」という。）を発出し、都市と農村の交流を目的として整備された施設について、その利用状況の的確な把握に努めるとともに、事業効果の発現に問題が生じている施設については、市町村等に対し、改善計画の作成等改善に向けての必要な措置を講ずるよう、地方農政局等を通じ都道府県に対して指導</p>
<p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市と農村の交流を目的とした施設（例 地元農産物等の直売施設、農業体験の場としての市民農園）は、都道府県、市町村、農業共同組合等が事業主体となり、単独又は各種の国庫補助（平成 16 年度政策群予算額 257 億円）により整備（例 やすらぎ空間整備事業） ○ 現在の計画達成状況報告では、都市農村交流施設の利用実態を的確に把握できず、是正措置が講じられていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 15 年度の利用実績の 70%以上が村内住民に利用されているなど、都市農村交流に利用されていないもの等（90 施設中 13 施設） ・ 利用が低調な施設、赤字運営の施設についての改善方策が不十分。利用計画に対する利用実績の 3 か年の平均が 70%未満（56 施設中 18 施設）。3 年以上にわたって赤字運営（56 施設中 2 施設） <p>(イ) ソフト事業（都市農村交流を推進するための活動） (勧告) 都市農村交流を目的とした補助事業の実施に当たっては、補助の目的や期待される効果に照らして、適切な実施が確保されるよう、事業主体に優良事例や事業内容として不適切な例を周知すること。 また、補助事業費が適正に執行されていないものについては、早急に補助金の返還等厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p>(説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市農村交流を推進するため、市町村等における推進体制の組織化、体験指導員の人材の育成・確保、体験交流等のソフト事業を助成対象とした補助金が 	<p>また、元気な地域づくり交付金実施要領（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 農振第 2365 号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）を改正し、計画達成状況報告書の中で、計画主体が都市と農村の交流を目的とした施設に係る利用計画の算出根拠並びに利用実績及びその算出根拠を記載するよう措置</p> <p>上記の各項に関し、その後の改善状況を把握し、所要の措置を講ずる。</p> <p>→ 都道府県に対して、事業の適正な実施が確保されるよう、優良事例や事業内容として不適切な例について、通知や会議において周知を行なった（通知としては、連名通知及び「都市漁村交流にかかる事業の適切な実施について」（平成 18 年 1 月 20 日付け 17 水港第 2654 号水産庁防災漁村課長通知）、会議としては、農政局等担当者会議（平成 18 年 2 月及び 4 月）及び漁港漁場関係担当課長会議（平成 18 年 1 月））。</p> <p>また、事業費の執行が不適正として指摘された事例については、当該事例に係る県等を通じ市町村を指導するとともに、事例のうち国庫補助金の返還が必要な 3 件については、国庫補助金の返還を受けた。</p>

主な勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>交付（政策群における農林水産省の平成16年度予算額は25億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業主体が補助事業を活用して体験交流を実施する場合、当初は補助事業により立ち上げ、補助事業終了後においては、その事業の成果と地域資源を引き続き有効に活用し、地域による自立的な取り組みへと発展させていくことが重要 ○ 体験交流活動に対する補助事業が、補助事業終了後の地域による自立的・継続的な取り組みへつながっていない。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10年間の長期にわたる助成を受けるなど、3年を超えて補助を受けているもの等(85事業中5事業) ・ 補助事業終了後に体験交流活動が実施されていないもの(85事業中13事業) 	
<p>イ 民間団体に対する補助事業 (勧告)</p> <p>農林水産省は、財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下「活性化機構」という。）が事業主体である都市農村交流に関する補助事業の運用の適正化を確保し、都市農村交流を効果的に推進する観点から、以下の措置を講ずることが必要。</p> <p>① 補助金の適正な執行を図るため、活性化機構から補助金の使途その他必要な事項について厳正な報告を求めるとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては実績報告書の支出内容の厳格な検査を行うこと。</p> <p>また、補助金等実績報告書及び補助金等支出明細書において、事実と異なる内容及び項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を探ること。</p> <p>② 活性化機構における補助事業の実施状況等を的確に把握し、所期の事業内容を適切に実施していないものや効果の乏しいものについては、廃止を含め抜本的に見直すこと。</p>	<p>→① 財団法人都市農山漁村交流活性化機構（以下「活性化機構」という。）に対して、適正な経理事務を実施するとともに、補助金実績報告書に事業内容ごとの経費の根拠資料を添付することなど厳正な報告を行うよう指導した（「補助事業の運用の適正化について」（平成18年1月30日付け17農振第1641号農村振興局企画部農村政策課長通知））。</p> <p>また、活性化機構が実施した平成17年度のグリーン・ツーリズム関係の補助事業等の額の確定に当たっては、補助金実績報告書に添付された事業内容ごとの経費の根拠資料を基に、支出内容の厳格な検査を行った。</p> <p>さらに、過年度の補助事業のうち、補助金実績報告書等と実際の支出に差異がみられるものについては、支出実績に基づいた内容により提出することを求めるとともに、法人検査を実施し、その結果に基づき改善通知（「定期立入検査の結果について（通知）」（平成18年6月5日付け17農振第1718号農林水産省農村振興局長通知））を発出した。</p> <p>→② 平成15年度から活性化機構が事業実施主体となり実施してきた補助事業（グリーン・ツーリズムセンター機能確立事業等2事業）については、平成17年度をもって廃止した。</p>

主な勧告事項	農林水産省が講じた改善措置状況
<p>法に基づく補助金実績報告書では、交付決定の内容どおりに事業を実施したとして実績を報告し、執行実績と補助金等実績報告書の記載内容が乖離するかを十分に調査しないまま、補助金を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助事業の成果が補助金等の交付決定の内容等に適合するものであるかを十分に調査しないまま、補助金を交付 ・ 公開を義務付けられている補助金等支出明細書では、人件費等への支出があるにもかかわらず、人件費等を記載すべき欄は空欄 ・ 当初計画において外部に支出するとしていた経費を人件費等に充当し、計画どおりの事業が実施されていないものや事業実績が低調であるなど所期の補助効果が乏しい状況(支出額に占める人件費等の割合：平成 14 年度 35.6%、15 年度 51.9%) 	

ウ 民間団体に対する委託事業

(勧告)

農林水産省は、公益法人に対する委託費の支出の適正化の観点から、都市漁村交流を推進するための事業を公益法人に委託して実施するに当たって、以下の措置を講ずることが必要。

委託費の効率的な執行を図るため、受託者から事業費の使途その他必要な事項について厳正な報告を求めるとともに、委託費の額の確定を行うに当たっては実績報告書の支出内容について厳格な検査を行うこと。

(説明)

○ 財団法人漁港漁場漁村技術研究所（以下「漁村研」という。）及び社団法人フィッシャリーナ協会（以下「協会」という。）が、平成 14 年度から都市漁村交流に関する情報の蓄積、普及啓発等、都市漁村交流の促進を図ることを目的として都市漁村交流を推進するための事業を実施（後者は平成 15 年度のみ）。

- ・ 行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）では、「官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対する補助金等において、役員報酬に係る助成は行わないこととする。」と規定されているにも係わらず、受託費から役員報酬を支出（漁村研 888 万 7 千円、協会 95 万 3,000 円）
- ・ 受託業務の一部を外部発注するに当たって見積り合わせなど競争原理を導入することにより減額の余地あり

→ 財団法人漁港漁場漁村技術研究所（以下「漁村研」という。）及び社団法人フィッシャリーナ協会（以下「協会」という。）に対して、経理処理の適正化に努めるとともに、実績報告に当たっては事業費の使途その他必要な事項について厳正な報告を行うよう水産庁長官通知により指導した。これを踏まえ、漁村研及び協会は、業務の一部を発注する際の契約事務に関する規程を定め、契約手続の適正化を図った。

また、漁村研が実施した平成 17 年度都市漁村交流促進委託事業の額の確定に当たっては、検査マニュアル（「平成 17 年度都市漁村交流促進委託事業検査マニュアル」）を作成し、これに基づき実績報告書の支出内容について厳格な検査を行った。

さらに、過年度の委託事業のうち、他の目的に支出されていたものについては、委託費の返還を行わせた。

